

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和7年2月18日（火）
- 2 開会日時及び場所
令和7年2月18日（火） 午後2時15分
防府市役所本館2階 共用会議室2A・2B
- 3 閉会日時 令和7年2月18日（火） 午後3時55分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （4番）関谷 芳広
（5番）原田 政祥 （6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信
（9番）松田 祥治 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書記	福田 謙一郎
〃 書記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）

議案第10号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）

議案第11号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条第7項（農用地利用配分計画の公告）

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第18条（通知）

報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第10号 農地法施行規則該当転用届について

報告第11号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5番 原田 政祥委員

6番 倉重 俊則委員

午後2時15分開会

○事務局 それでは、皆様おそろいでございますので、ただいまから令和7年2月の月例総会を開催いたします。

本日欠席の委員さんはおられません。

過半数の委員が御出席ですので、規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長（あいさつ）

それでは、議事を進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、5番の原田委員、6番の倉重委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議事進行、議案審議に入ります。

議案第6号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案書及び議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書1ページ、番号1の地番及び面積、番号4の借受人経営面積が修正になります。あわせて、議案資料3ページの公図が差替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は6件になります。目的については、所有権の移転が5件、使用貸借権の設定が1件です。譲受理由は、相手方の要望によるものが2件、代替地取得が1件、規模拡大が2件、経営基盤の安定が1件です。譲渡理由は、耕作困難が5件、相手方の要望によるものが1件です。別途営農計画書を御参照の上、御審議のほ

どよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第6号の1番は、所有権移転の申請です。現地確認につきましては、2月の12日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。資料につきましては、1ページから4ページになります。2ページと3ページのところを出していただきたらと思います。

申請地につきましては、—————が申請地という印刷されているすぐ上のところでありまして、それから—————ぐらいの位置にある—————で、—————という地区になります。申請地は作物の作付はなく、保全管理がずっと行われています。

—————につきましては、3ページのほう、そこに申請地がありまして、そのすぐ—のほう、—になります。ここにありまして、—————ということで、—————家と農地が管理がされているという状況です。

実は—————に、—————から農地の管理について事務局を通して相談がありまして、もう譲受人のほうに実は斡旋を行ったところでありまして。話は進みまして、今回所有権移転という結果でまとまったということでございます。

それから、農地番号の西側になります—————、これにつきましては進入が——————————ようになっておりまして、進入路がないという状況になります。この—————と—————を一つにして、東側に道路がついていますので、それから出入りを行うというふうなことを譲受人のほうから話がありました。

それから、譲受人については—————で、4ページに営農計画書がありますが、問題はありませぬ。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限について説明します。

1号の全部効率利用要件について、機械はたくさん保持されておりまして、労働も確保されており、農地の全てを効率的に利用できると思います。

それから、4号の農作業常時従事要件についてと6号の地域との調和要件について、問題ないと思います。

2号、3号、5号については、該当しておりませぬ。審議よろしく願いしたいと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 この方は—————ということで、現在—————ぐらい耕作されておるんですけども、聞くところによると今年さらに—————ぐらい増えると、—————になるという方で、ここから—————として地域で頑張っていただけの存在だと思いますので、皆さん方も何かありましたら応援して

あげたいというふうに思います。

それでは、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第6号の2は、所有権移転の申請です。現地確認を2月10日に事務局2名と熊安委員とで行い、2月13日に申請者への聞き取りを行いましたので、報告します。

資料5ページから9ページを御覧ください。現地は、—————から—————のところにあります。お話をお聞きしたところ、譲渡人はこれまで別の方に耕作を依頼されておりましたが、—————、管理に困っていたところ、譲受人が近くで耕作されていることを知り、今回の申請に至ったそうです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、—————に関しては特に問題はありませんが、—————でほかの地区での営農状況に疑義が生じたところですが、このうち、—————に関しては土砂を撤去し、果樹を植え、畑として原状回復を進めていると譲受人からは申出がありました。また、—————に関しても違反転用が見られますが、これに関しては今後農地転用の申請を出すと申出がありました。

第4号の農作業常時従事要件ですが、付近で—————として耕作されており、特に問題はないと判断します。

第6号の地域調和要件についても、特に問題はないものと考えております。以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、先般の申請の時に問題となりました無断転用の件ですけれども、今地元委員さんのほうから説明がありましたけれども、現状分かっているところを事務局、説明していただけますか。

○事務局 昨年の総会の際にも、特に—————のほうの無断転用のほうが問題になったんですけれども、こちらに関しては昨年の総会の際にも原状回復するよとということで強く求めたところ、現時点では果樹を植えていただいておって、畑として原状回復を進めている段階と見られる状況でございます。

○藤井会長 今、事務局から説明がありましたように、無断転用は解消されておるといことらしいので、それを踏まえた上で今回の申請、御審議いただきたいと思います。

ほかに御意見がある方、おられませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第6号の3は、所有権移転の申請です。現地確認を事務局2名と原田委員で行い、及び申請人への聞き取りを2月10日に行いましたので、報告します。

現地は資料12ページ、—————にあり、資料11ページの—————に係る—————から—————くらいのところにあり、話を聞いたところ、譲渡人は以前から農地の維持管理に困っておられ、譲受人より話があり、譲り渡すことにされた。なお、行政書士の方にお話を聞いたところ、池・沼の—————は既に地上げしてあり、農地ではありませんが、一筆全部を譲り渡すとされた。

譲受人は—————であり、14ページの営農計画書を御覧ください。起耕から収穫まで一連の作業は1で行う、譲り受ける農地の近くを耕作しており、農機具などを効率よく作業ができるので譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は耕作要件、農機具の所有状況から見て農地の全てを効率よく利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害は生じないと考えており、以上のことから農地法第3条第2項各号は該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第6号の4は、使用貸借権の設定の申請です。現地確認を2月1

0日に事務局2名と熊安委員とで行いました。そして、2月13日に申請者への聞き取りを行いましたので、報告します。

資料15ページから18ページを御覧ください。現地は—————にすぐのところにあります。借受人はこれまで別の農地を借りて耕作しておりましたが、このたび解約の話があり、新たな耕作地がないか農業委員会事務局のほうに相談されたところ、三戸推進委員が本件農地をあっせんされ、合意に至ったものです。

借受人は、水稻及び野菜栽培を計画しており、—————し、耕作するとのことでした。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、—————、効率よく耕作できることから、特に問題ないと判断します。

第6号の地域調和要件ですが、地域の清掃等に関わっていくとされており、特に問題は起こらないと考えております。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。今日三戸委員さんがお見えですので、あっせんされました、御自分の農地もすぐそばにあるわけですので、これから御指導してあげてください。よろしく申し上げます。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第6号の5番です。譲渡人が譲受人に農地を譲ると、所有権移転の案件であります。現地確認は2月12日に、木原小委員長と事務局2名と私で行いました。譲渡人へのヒアリングですが、これは2月16日に代理の行政書士の方にヒアリングを行いました。同じ日に譲受人にも、これ現地におられたんでヒアリングをいたしました。16日、日曜日ですね。その結果を報告をいたします。

その前に、ここ場所は—————になります。そのの———なんです。が、実は—————に経営基盤強化法のほう、貸借りが成立しております、これは期限が—————までということで農林水産振興課のほうで審査しております。通ったという。それが、今回譲渡人の強い意向によりどうしても購入してほしいということで、購入してほしいというか、もうあげま

すというような状態だったんですが、それはいかんので購入するというところでまとまった話であります。

譲受人ですが、ヒアリングの結果、事業計画書は全部事実というか、道具なんかここ軽トラは書いてないんですけど、軽トラも2台ありまして、十二分に能力があると。全部効率利用要件は間違いないし、第一この譲受人は———における———でもありまして、十分に耕作可能であると考えます。

それから、あと労働力も——おるということも間違いありません。したがって、農地の制限に関する事項は全部問題ないかと考えます。

あとは、ちょっと言い忘れましたが、譲渡人ですが、何でできないかと言いますと、———
———なんですね。———、もうこれちょっと耕作できる状況にないということで、それでどうしてももうあげるくらいのつもりで所有権移転ということになりました。ちょっと申し添えておきます。ほかには特にないんですが、報告は以上であります。御審議お願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見のないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第6号の6は、所有権移転の申請です。23ページからです。御覧ください。

25ページに申請地———で、———の方ですが、耕作困難により譲り渡し、譲受人は代替地取得の申請地のため、現地確認を2月10日9時30分から事務局と松永さんの4人で行いました。また、行政書士さんにも電話で連絡しておよそのことを確認し、譲受人宅に訪ねて行ってヒアリングと倉庫内の農機具の確認を11日8時30分に行いましたので、御報告いたします。

申請地は、———のところにあります。譲り受けようとする方は、水稻栽培をしたいとのことです。———で農作業に従事されます。———
———になりますが、———でした。譲渡人と譲受人との関係は、———
———の名義になっている、———の分ですね、———いらっしやって、その名義になっているものです。

それから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については、1号、全部効率利用要件での農機具などの所有も、農作業従事人数も効率的に耕作可能と認めます。

4号の農作業常時従事要件も、必要な農作業に常時従事できると認めます。

6号の地域との調和要件も、整備され、稲作に最適の地域と認め、支障はないものと認めます。

全てのことを満たしていると判断いたしました。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 これは、—————としての取得が主な理由ということでよろしいんですかね。

○13番 はい。

○藤井会長 分かりました。よろしいですか、皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、議案第7号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は3ページ、資料は27ページからになります。

議案第7号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は1件で、転用目的は農家住宅及び農業用倉庫が1件です。

受付番号1は、農家住宅及び農業用倉庫です。資料は27ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。議案第7号の1は、登記簿地目の田—————を農家住宅と農業用倉庫に転用したいという案件です。現地確認を、2月10日9時30分から事務局と松永さんの4人で行いましたので、この結果について御報告いたします。

現地は、27ページのとおりです。—————
—————に面しています。

申請人に話を聞いたところ、—————おり、
—————の田んぼに住宅と倉庫を転用したいということでこの申請が上がってまいりました。

資料の27ページにありますように、この農地区分は第2種農地で、集団農地面積1ha、いずれの法令にも該当しない農地です。

30ページにもありますように、申請者の営農状況は大型の農機具などがとても多く、倉庫に入っていました。その農機具が入る大きさの倉庫が必要となります。現在の自宅付近の所有地で—————土地の中では、申請地以外には住宅を建築できる土地がなかったということです。—————

_____ので、建物建築ができないということで
す。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第8号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第8号、初めに議案書及び議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書5ページ、番号5の譲渡人が修正になります。それと、議案資料64ページの事業計画書が差替えになっております。また、議案資料37、38ページ、番号1の土地利用計画図と被害防除計画書が差替えになります。

それでは、御説明いたします。議案書は4ページ、資料は33ページからになります。

議案第8号は農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は5件です。転用事由の内訳は、作業場が1件、農業用倉庫が1件、太陽光発電設備が3件です。

受付番号1は、作業場です。資料は33ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2は、農業用倉庫です。資料は39ページからになります。農地の種別は、集団農地面積138.9haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は45ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は、太陽光発電設備です。資料は53ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、太陽光発電設備です。資料は61ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、小山です。議案第8号の1は、_____の畑を作業場として使うということで、申請があった案件です。資料は33ページからになります。現地調査は、2月7日に局長ほか事務局2名、石川小委員長、私の5人で行いました。

事業計画は非常に分かりにくいんですけども、そういうこともあって譲受人に現地に来てもらって説明をしてもらいました。今回、利用計画図の差替えが出ておりまして、これによりますと新たに今回駐車スペースが出ておったんですけども、過去に現地調査で話があったときには3か所、水槽、芋窯、炭焼き窯ということで3つのあれが出ていたと思うんですが、それじゃあ狭すぎるということで駐車場のスペースを4台取るような計画になっております。

具体的に個々に話をしますと、申請地は_____に所在しております。すぐ裏は山になっております。また、申請地に隣接して、_____になると思いますが、ここに空き家もありまして、これとともに購入されるということでございます。

所有者の_____、_____ですけども、話によれば1年前は畑はやぶのようになっておって、道路から20mぐらい離れた空き家があるんですけども、そこが見えなかったというようなことをおっしゃってございました。それを1年がかりで保全管理をしてきれいにしたということですけども、ちょっと保全管理が大変だったと。何か木も雑木ですけど、かなり太い幹のが四、五本もあって、それを切り倒して畑のような状況にしたということですけども、もうこれ以上やることはできない、_____というようなことをおっしゃってまして、保全管理がとにかく大変だったということで、ただでもいいから譲り受けてくれる人がいないかということで探していたところ、今回譲受人に巡り会ったということで、話をしたら話がまとまったということですけども、なかなか事案が、具体的にお話ししますけれども、絵に描いたような利用計画で、事務局にも12月から話があったのがようやく今月こんな形のものになったということでありまして。

1つからいきますと、水槽も一応ここで3個造るようにはしていますけども、水をどこから取るかという話になって、家のすぐ裏に堤があるんですが、そこから取るということですけども、のぞいてみましたら水は全くありません。また、そばに谷水が流れていますけども、これもちょろちょろということでとても水を取れるような状況にはありません。事務局には、この家で使っているポンプの水を使って水をためて川魚、コイのようなことを言っていましたけども、それを飼うというようなことですが、果たしてそんなのができるのかどうかちょっと非常に危惧はしております。

次に、この芋窯については、何か地下3mぐらい掘って今年から1反ぐらいの田んぼにさつま芋を植えるということで、それをこの芋窯の中にもみ殻を入れて保存するというようなことを言っておられました。

それから、もう一つ上に炭焼き窯というのがあるんですけども、これについては、自分が山を持っているので、その山の雑木、間伐材のようなものですけども、そういったのを炭焼きの材料に使ってやっていくということです。この炭焼きについては、何か福祉施設の入っておられる方の労働の場になればいいというようなことで、果たしてこれもうまいことできるんかどうか。

この3点の施設はいずれも、あと出てくる水槽もそうですが、自力で自分が持つておられる、今ユンボなんかを2台もう既に置いておられました、それらを使って自分で造るといようなことを言っておられて、果たしてこんなんができるんじゃないかなという危惧はしております。

ただ、先ちょっと申しましたが、—————、もう自分では管理ができないということが一つというのが、もう一つ今回利用計画差替え分の次のページに被害防除計画というのが出ていますけども、ここで造成の内容の中で擁壁の設置、のり面に対する措置のところ、これが問題で、所有者の方はもうせっかくきれいにしたら山から大水があったときには道路に流れ込むんじゃないかということで、近所の方に迷惑をかけるのが大変気になるということをおっしゃってまして、この点私も譲受人の人に話をしたんですけども、自分のところにある材料で1.2mのブロック積みの擁壁を造るといようなことをおっしゃっていますんで、こういった擁壁が非常にこの農地の場合には重要だろうと思うんで、これをやられれば、あと駐車場とか、あるいは御存じの方も多いかと思いますが、譲受人は中古品の農機具等も扱っておられて、それ以外にも何でも売る言うたら買うといような方で、ユンボなんかもそろえておられますし、かなり農業といか道路工事もされるようなことを言っておられて。そういった方ですんで、何とかここも、今の二、三年前のやぶのような畑は解消されるんじゃないかといかということで、やむを得んのかなといかふうにおっしゃっています。

ただ、譲受人は—————なんですね。—————といかことで、何か農地については地元の何人かの方に将来やってもらいといかような計画はお持ちのようですけども、ここについては何年ここで事業をされるんか、御本人はしきりに里山として利用するんだといかようなことをおっしゃってまして、—————
—————といかことをしきりにおっしゃってまして。

いろいろ、どんなもんかといかことで悩みはしましたけども、事務局にも来てもらっていますし、小委員長さんあるいは地元の農業委員さん等の意見も聞いてみて、やむを得んのかなといかふうな判断をいたしまして、私の考え方としてまとめたものでございます。皆さんの御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それでは、一緒に現地を確認された小委員長さんは、どんなお考えかお聞きして、参考にさせていただきたいと思ひます。

○2番 2番、石川です。私が一緒に現地確認したんですけども、現地は放置していたら、今毎年やっっています非農地判定と、それにもう10年くらいしたら当たるだろうなといかところ。ほとんど全部山なんで、今回の該当のところだけが畑といかことで農地になっていて、それより上は全

部山です。

今、ため池というか池があるということでしたが、これも土手が切られています。だから廃止した池だろうと思うんですが、水がたまらないようにしてありますので、中でこう水は湧いているんですが、たまらない状況で、その水を使うということでした。

あとは、芋窯とか炭焼き窯とか先生もいらっしゃるということでしたし、事業として成り立つのかどうかというのは疑問がありますが、農地を管理してもらおうということで私は特に問題がないのかなと思いました。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。今のお二方の御意見を基に、何か御意見があればお伺いしたいと思えますけど。ございませんか。どうぞ、倉重さん。

○6番 これは、私は思ったんですけど、非農地になりそうなところを管理しようと、要するに綺麗にしようと、みんなの役に立ちたいということであろうかと思うんですね。だから、これは許可でいいんじゃないかなと思っております。

○藤井会長 ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入りたいと思えます。承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。

議案第8号の2番は、譲渡人の農地を譲受人が農業用倉庫や住居用として所有権を移転し、転用したいという申請です。

現地確認につきましては、2月の12日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。

資料につきましては、39から44ページというところにあります。40から41ページのところ、出していただいたと思えます。

申請地につきましては、——がありまして、そのの——のほうにあります。——がありますが、あれが——になります。そういった位置になります。これ第1種農地で、——という地区になります。

申請地の状況なんですが、倉庫が建てられておりまして、外にはアスファルトが舗装されて、もう若干朽ちている状況でした。

倉庫の建築年につきましては、——に建てられたと聞いて

おります。————が利用していたと聞いております。無断での転用のため、始末書の提出を受けております。

それから、所有権移転については、譲渡人のほうから離農するのということで譲受人の方に譲るといってまとまったということです。

譲受人から話を聞いたところ、現在の経営拡大、先ほど会長のほうから——という話がありましたが、現在まで順調で拡大が続いておって、今——あるそうです。ほぼ目標値に達することができたというふうに聞きました。

その拡大に伴って農機具を大変増やしてきたということで、現在は家の前に数台野ざらしで出されておまして、保管するところがなくてちょうどよかったということで、倉庫はその保管に使いたい、駐車場も現状のまま利用したいということでした。

申請地から譲受人の——、——ほどのところに自宅があります。譲受人は、先ほど説明しました議案第6号の1番の譲受人と同人ということで、——、——期待をしております。現在、——ということで、大変大きな規模を耕作されるんですが、——というふうな話、意思を持っておられるようでございます。

説明につきましては、以上です。審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案第8号の3は、太陽光発電の設置に関する案件で、議案書の45ページからです。場所は、——ぐらい行ったところの——辺りです。

現地確認を2月10日、事務局2名と原田委員と私の4名で行いました。譲渡人及び譲受人の聞き取り調査を2月12日に行いましたので、その結果を報告いたします。

今回の譲受人、太陽光発電の会社ですが、——ということなんで、——ここへ造るようになったかということなんですが、今回の譲渡人、皆さんも御存じだと思いますが、——でございまして、この会社が相談に行ったと。——のほうに太陽光発電を設置をしたいということで相談に行ったんですが、ここは——

———ということで、それはできんよということになったんです。そうしたら、譲渡人がそんならうちの家の東側のほうの田んぼ空いているからそれで造れと。譲渡人も———をされて、もう農業はされておられんということなんです。そういうことで、話がとんとん拍子で進んで今回の申請ということになりました。

次に周囲の状況ですが、47ページを御覧いただくとよく分かるんですが、———の
が———、———ですが、これは———なんですね。だから、周りには家は
ありません。この地図で、下のところに———というのがあるのですが、これは昔———
———というのが———にあったんですが、空き地で今———に
なっております。右の上の———というのがありますが、———、これは資材置場になっており
まして、周りはほとんどありませんで、———とか———、この辺はもう耕作放棄地という
ことでほとんど周りに何も無いようなところでございます。

ちょっと気になったのが、49ページの土地利用計画図を見ていただくと、とんがった三角の上
のほうにもう何も、太陽光パネルの設置を計画をしたらんということで、何でここ太陽光パネルを
置かんのかと聞いたら、さっき言いましたように、———があるんですね。———あつ
て、庭木やらがあつて陰になってからあそこは設置しても駄目だということで、あそこには太陽光
パネルを設置しないと。建蔽率にはさほど問題はないようなんです。以上のようなことから、太陽
光設置はやむを得ないというふうに考えております。皆さん方の御審議のほど、よろしくお願
いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ、石川さん。

○2番 2番、石川です。これ、着工がいつかは確認されたんです、工事の始まり。

○14番 工事はまだちょっと、よう分からんって言いよったんですよね。

○2番 それを、それを聞くのが、4月1日から条例が発効して、着工前に地域の説明会をしないと
いけないということになっていたと思うんですが、今説明されたのは、これは多分個別に当たって
説明をされたと思うんで、それで地域の説明会となるのかどうか、それを確認したいんですが。

○藤井会長 事務局、どうですか。

○事務局 農地転用の申請書には、着工日をはっきりと書く欄はなくて、ほとんどの太陽光転用業者
は許可後から2年以内というような表現で出していくような形になっています。

ですので、こちらの業者は早ければもう2月に、これが総会がうまくいけば着工できるという形
になりますので、3月末までに着工できれば、その条例の部分はまだ発動しないといえますか、最
最終的に事業は開始しておりますという届けだけは出すようになると思いますが、そういった形にな
るのかと思います。

○2番 いや、3月末までに着工できなかったらの話を聞いたんです。

○事務局 そうですね。できなければ、そちらの条例に従う届けをする必要がありますし、説明の部分ですよね、もう済んでおるといふところになりますので、それは説明会という、そこはちょっとすみません、環境政策課に確認してみないと何ともなんですけれども。

○2番 地域の説明会といったら対象が違うと思うんですよ、地域というのは。

○事務局 対象は、一応49.5kW以内であれば100m以内の所有者と自治会長ということではなっておるので、ほぼうちと同じ考えだとは思いますが。

○2番 分かりました。いや、来月もあると思うんですが、その辺よく確認してもらったほうが。今、私のところもまだ着工してないのが二、三件あるんですよ。これ——、一つはもうずっと着工してないのでこいつはちょっと無理なんじゃないかと思うんですけど、あとの分は——と着工できないんです。それが4月にずれ込んだ場合は果たしてどうするのか、そこ方針をよう決めちゃったほうがいいと思います。

○事務局 そうですね。一つちょっと残念なことですけども、こちらが届出制になっていますので、そちらの進捗状況が直接的にその転用許可を下ろさないというところにはまでは影響が難しいのかなど。こちらは、案内等はしていくような形になるのかなどと思うので、着工日を毎回確認するというところまでは今整理してはいないんですけども。

○藤井会長 でも、それは整理したほうがいいんじゃないの。恐らく今申請許可を出してから3月というのは、まず現実的じゃないでしょう。

○事務局 一応今の時期に申請を出されている業者については、環境政策課のほうにも、もし着工期が後になれば手続とかが必要になってくるケースもあるということで、案内をするようにしています。

○藤井会長 先ほど説明を受けた時に、4月、5月、7月か何かいろいろパターンが書いてあったじゃない。あれに当然当てはまる可能性が高いんで、どうするかははっきりしとったほうがいいと思うんで、よろしく願います。よろしいですかね。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第8号の4番は、譲渡人の農地を、譲受人が太陽光発電所設備の設置のため、所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認は、2月12日に木原小委員長と事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。資料につきましては、53ページか

ら60ページになります。54ページのところです。54、55のところを出していただいたらと思います。

申請地は、——と同じようなところなんです、——にある、ここは2種農地です、——という地区になります。申請地の隣接するすぐ南側、ここに——あります。申請地につきましては、今まで草刈りによる保全管理がずっと行われています。結構荒れておったようなものになります。近所の話なんです、申請地につきましては譲渡人が依頼した業者が管理を行っているということで、——、相続されて今の譲渡人になっておるといふような状況だそうです。

次に、周りの状況なんです、申請地のすぐ右下のほう、南側になるんですが、ちょっと線路と離れたところに小さい三角の圃場がありますが、ここも結構荒れておまして、保全管理がずっと行われておるといふ状況です。それから、申請地のすぐ北側、それから東側、ここは農地がありまして、ずっと耕運されてきれいにされておるんですが、話を聞いたところ、もう数年前から何の作付も行っていないといふような状況です。西側のほうは、農地ではちょっとないところがあります。

それから、次に57ページに事業計画書がありまして、水平の投影面積と建蔽率というのが記入されておるんですが、建蔽率についてこれ——というのを業者が出しています。農地面積からこれ——、これが引かれた面積となっておりまして、引かないで計算すると——ということで基準値の22%以上を下回っておるといふ状況になります。

この——ですが、これを差し引いた理由につきましては資料の59ページ、ここに隣接土地所有者の承諾状況というのがありまして、ここの下から2番目に——というのがありまして、ここからの要望といふか、指示まではいかないですがそんなような内容で、——と。こういった依頼といふふうなことで、それに伴う面積が先ほどの208といふふうなことになるんで、それを差し引いたといふことでございまして、建蔽率が——になったといふことでございます。

次に、59ページの隣接土地所有者の承諾状況で、一番隣接度合いが大きいそのナンバーの1、2、3、それから——、同じ方なんです、ここにちょっと訪問して話を聞きに行きました。諾否の欄で丸ついていますから、いいですよといふふうな話だったんですが、話をしていくうちに——といふふうな話になって、非常に憤慨されて、どういふことかといふふうなことで私が怒られまして、——ですよといふふうな話をしたところ、幾らか収まったといふ状況ではありますが、——しているといふのを説明が全くないといふふうなことで、——するといふふうな話で一応そこは収めては出たんですが、そういったことがありました。以上、審議よろしくお願

いたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 今、建蔽率の話が出ましたけれども、これ申請農地からいくと————、除外した場合に————ということで、防府市農業委員会としては————を超えておれば転用可能だというようなスタンスで今まで来たんですけれども、今回問題なのは——のこの要望をどこまで防府市として考慮するかどうかだろうと思うんです。ちゃんと申請の段階で——との交渉の仕方が、状況が提示されたらそれを除外するという方向で当農業委員会として歩むかどうかと、進むかということになるかと思うんですけれども、皆さんの御意見はいかがでしょうか。いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようでしたら、これからのスタンスとしては、——との交渉の状況を明記された資料を提示された上で、当委員会としては基本的にその面積を考慮しながら建蔽率を判断して申請許可を出すという形でよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 じゃあ、これからの方向としてはそういう方法で当委員会としては進んでいきたいというふうに思います。

元に戻りますけど、この議案に対して何か御意見があればお伺いしますけれども。よろしいですか。どうぞ、石川さん。

○2番 2番、石川です。————という部分は解決したんでしょうか。大体どこが来たかは予想がつくんですけど。

○藤井会長 確認するって御本人はおっしゃっているんですけども、こういうことがないように、やっぱり————ときにはその関係をしっかり説明してから交渉するようにさせるべきだとは思いますが、その辺のところの指導はできませんかね。

○事務局 そういう御意見があったところを行政書士を通じて、お願いベースにはなるんですけども、今こういうことがありましたのでまたよろしくお願いしますというふうに伝えたいと思います。

○藤井会長 特に強くお願いします。じゃないと、まるっきり違う業者が来たような感覚をお持ちになられますんで。

○事務局 分かりました。行政書士のほうに。

○藤井会長 よろしくお願いします。そういうことでいいですかね。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番の池田です。議案第8号の5は、農地を譲り受けて太陽光発電設備を設置するという申請です。1月8日に、横木委員、市職員2名と私の4人で現地確認をしました。譲渡人、譲受人の聞き取りを1月15日に行いましたので、御報告します。なお、1月に現地確認、聞き取りをしたというのは、1月の時1回議案として上がりましたが、書類がまだ完全に整っていませんでしたので、相続関係ですけど、それが整っておられない関係で2月になりました。

現地は、お手元資料の61ページ、—————がありますが、そのすぐ左手の—————があるんですけど、その下のほうの近くになります。対象農地は、もう現在水が取水できなくて耕作されておられません。保全管理はされている状況でありました。維持管理が大変なことから、このたび太陽光発電の話があり、売ることにしたということです。

この発電施設は、65ページにありますけど、—————になります。—————
—ということで非常に珍しいケースですけど、—————
—————ということで、適正な管理をするということ
ことでお願いしておきました。草刈りも年に2回するとのことでした。

67ページでございますが、—————も同意されており、設置に問題はないと思います。

次に一般基準ですが、転用の確実性や周辺の営農に支障を及ぼすおそれがないことから、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 これも先ほどの御意見のように、着工の時期なんかもしっかり確認しておいてください。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

それでは、次に進みます。議案第9号、10号、11号を一括上程させていただきます。なお、関係のある委員さんが私を含め、おられますけれども、今回は特に退席は求めないで行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書は6ページからです。議案第9号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和7年2月26日公告予定の利用権設定が4件提出されております。この4件の集積面積は7,784m²で、利用権の内訳は所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が1件です。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第10号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第11号農地中間管理事業法第18条第7項（農用地利用配分計画の公告）について御説明します。議案書は9ページからです。

議案第10号、11号につきましては、県で公告予定の利用権設定が30件になります。農地の集積面積は15万7,945m²です。内容は、議案第10号の番号1から23につきましては議案第10号の全ての農地をやまぐち農林振興公社に貸し付け、議案11号にてやまぐち農林振興公社から貸付けを行うものです。また、議案11号の番号24から30については、やまぐち農林振興公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。御審議のほどよろしく願います。

○藤井会長 それでは、9号、10号、11号目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしますし、地元委員さんとして言っておいたほうが良いという思いのある方の意見も併せてお願いしたいと思います。どうぞ。

○11番 11番の池田です。議案第9号の2ですけれども、ここの譲受人の方なんですけど、昨年農地パトロールをして、この譲受人の方の————、遊休農地が発生しているわけです。それも————ぐらいでございます。それは、農地法第3条で取得されたんですけど、こちらの農業経営基盤強化促進法で、一方で農地の集積で取得されているんですけど、一方で片や遊休農地が発生していると。全く相反する状況にあるわけです。

これは、やはり基盤強化促進法のほうも耕作要件とかこういうものを確認する、そういうのがあるんじゃないかという。そういう要件はあるんでしょうか。

○事務局 一応基盤強化法のほうも、第3条と同じような要件はあります。

○11番 要件は、みんな書類上は整っているわけですよね。機械もあるし、耕作もしているし。あと、遊休農地が今新規にあった分も含めてですけど、ほかにもまだあるんですよね。それは、耕作しにくいとか一応条件はあると思いますよ、ちょっと機械が入りにくいとか。

だけど、遊休農地が特に二、三年前、そんなに先ではないんですけど、ごく最近あって、私ども現地確認これ行ったことがあるんですよね、事務局としても。それが耕作されていない。これ現地

見てもらったら分かりますけど、セイタカアワダチソウがもう1 mくらいあって、まるっきりやっ
ていないです。

そういうのは、やはり受付段階で事情をお尋ねしたり、耕作してくださいよと、それでこれがで
きますよということでないかと、ここ農業委員会で承認になったら、個別に全然審査はあまり、
農林水産振興課ではしていないらしいですよ。

○藤井会長 確かに、今回のこの譲受人さんは、これだけではなくて、————でもそういった
声が上がっているのも事実ですので、その辺のところは何らかの形で対応しなくちゃいけないと思
います。

そこで、この件に関してはちょっと農林水産振興課とよく話して、状況をしっかり本人を含めて
確認をした上でから、将来的な営農の方向性を説明していただいた上で判断するような方向で検討
してみたいと思いますので、その辺のところは時間をください。何とかしなくちゃいけないと思
いますので。よろしいですかね、それで。

ほかに御意見があれば、ちょっと目を通していただきたいと思います。どうぞ。

○6番 申請番号23番なんですけど、譲渡人これ————なんですね。————、これ
もっとあるはずなんですけど、ほかはどうなったとかそういうことを知ることはできませんか。

多分、これ都合のいいところだけ振興公社に行ったのかなと思ったりもしよるんですよ。

○藤井会長 この譲渡人の方が。

○6番 23番、申請番号23番、議案第10号。

○藤井会長 これはでも全ての、どのくらい農地をお持ちか分かりませんが、恐らく契約が成立
した田んぼだけじゃろうと思うんですよ。ほかのところの田んぼが状況になっているかは、事務
局じゃちょっとつかめませんよね。

その辺のところは、ぜひ地元委員さん、この契約が成立するわけですから、ほかの土地はどうす
るかぐらいは確認していただければ。

○6番 これは——なんですね、この方。だから、————がされているんだろうと思うんですよ。

○藤井会長 これ、誰に移ることになるんかいね。23番。

○事務局 32ページですね。

○藤井会長 32ページ、誰になるんかいね。

○事務局 —————ですね。

○藤井会長 —————ね。これは————との契約で、この筆に関しては契約が成立したと思うん
ですよ。だから、ほかのところはどういう田んぼがあるのかは、地元委員さんが御存じでしょうから、
ほかはまだ成立していないと思うんですよ。どういう予定でおられるのかは、ぜひ意向は地元委員
さんで確認していただけないですかね。

○6番 分かりました。

○藤井会長 恐らく——、あるいは先ほど出た——が対象になろうと思いますので、その辺のところの突き合わせもぜひお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第9号、10号、11号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9号、10号、11号、承認されました。

それでは、報告事項が6号から11号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○8番 8番の田村ですが、41ページの3番から譲受人の方、合意解約があります。この方一応出すと、今回4haぐらい、この地域的に言うと——なんですけど、こちらのほうを解約されて、解約された土地はそれぞれ耕作される方が、次の方がいらっしゃるということです。

それと、この譲受人は一応できるだけ自分がやっている農業倉庫といいますか、そこを拠点に農地の集約化じゃないですけど、それを進めていきたいという意味合いがあるそうです。以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。今説明がありましたように、この譲受人は——でも大規模に営農されている方ですけども、——というところが何本も水路がありまして、水を通す日にち・時間が決められておって、なかなか思いどおりにいかない。今回手放されたところは比較的水の確保が難しい地域でして、現在麦を中心にやられとる面積なんですけれども、今回はそれを手放して、今説明がありました自宅倉庫のほうに集約したいということで、新たな担い手にみんな移されたということらしいです。

そういうことでよろしいですかね。これから、この解約した農地は荒れることなく、引き続き、新たな担い手のところで耕作されるということになっております。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特にないようですので、以上で閉じたいと思います。御協力ありがとうございました。

午後3時55分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 2月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員